

9月議会のお知らせ

基山町議会9月議会は、左表の日程で開催する予定です。会期中は、どの日でも傍聴できますので、お気軽にお越しください。議場は、役場4階です。

※問合せ先 議会事務局 ☎92-6543

平成29年9月議会 会期日程（予定）

※日程は、状況により変更することがあります。

日	曜日	開始時間	区分	内容	場所	
5	火	午前9時30分	本会議	会期を決定します。 町長が議案の提案理由を説明します。 決算特別委員会の設置を決めます。	議場	
6	水	午前9時30分	本会議	《一般質問》 議員が町政に関する質問を行います。		
7	木	午前9時30分	本会議			
8	金	午前9時30分	本会議	議案審議（議案内容について町長に質問します。） 委員会付託（委員会で審査するように決めます。）		
9	土	休会				
10	日	休会				
11	月	午前9時30分	委員会	付託を受けた議案を審査します。 （総務文教常任委員会）	委員会室	
12	火	午前9時30分	委員会	付託を受けた議案を審査します。 （厚生産業常任委員会）	委員会室	
13	水	午前9時30分	委員会	常任委員会での審査の結果を集約します。	委員会室	
14	木	午前9時30分	本会議	常任委員会の審査結果を委員長が報告します。 議案について討論・採決を行います。	議場	
		本会議終了後	委員会	《決算特別委員会》		
15	金	午前9時30分	委員会	平成28年度決算について詳しく審査します。		
16	土	休会				
17	日	休会				
18	月	休会				
19	火	午前9時30分	委員会	《決算特別委員会》 平成28年度決算について詳しく審査します。	議場	
20	水	午前9時30分	委員会	決算特別委員会での審査の結果を集約します。	委員会室	
21	木	午前9時30分	本会議	決算特別委員会の審査結果を委員長が報告します。 議案について討論・採決を行います。	議場	

鳥栖・三養基地区消防総合訓練実施のお知らせ

第16区内において、アトラスけ やき台を中心とした密集地火災救出・地震災害救出等を想定した、鳥栖・三養基地区消防総合訓練を実施します。

▽日時 9月3日（日） 午前8時～10時30分（予定）
▽場所 第16区内

※問合せ先 総務企画課 防災・安全係 ☎92-7915



第2回まちづくり推進審議会を開催します

基山町まちづくり基本条例第27条により設置を規定されている、まちづくり推進審議会を開催します。

▽日時 9月8日（金）午後2時から

▽場所 役場2階 203会議室

▽審議内容 まちづくりに関する町民参加

・基山町まちづくり提案書について
※審議会は公開します。傍聴を希望される方は、当日会場にお越しください。

※問合せ先 まちづくり課 協働推進係 ☎92-7935

都市計画原案（特別用途地区）に関する公聴会を開催します

都市計画の内容は、権利の制限や義務をはじめ、みなさんの生活と密接な関係にあり、都市計画の手続きにおいて、手続きの透明化や情報公開、住民参加の機会の拡大を図っています。

そこで、8月1日から公表している「鳥栖基山都市計画特別用途地区」の設定原案に関して、都市計画法第16条第1項の規定に基づき、都市計画の案に関する公聴会を開催します。

公聴会は、公開の場で意見陳述を行う場です。意見陳述のためには、公述人として事前に町に申し出る必要があります。

▽日時

9月4日（月）午後7時から

▽場所

基山町民会館 1階会議室

▽公述の申し出期間

8月15日（火）～30日（水）

▽公述の申し出方法

公述希望者（公聴会で意見を述べようとする人）は、公述

申出書（様式は基山町ホームページからダウンロードしていただくか、定住促進課窓口にて配布）を記入し、郵送、FAX、メール又は持参での提出をお願いします。

※公述の申し出がないときは、公聴会の開催を中止します。

「鳥栖基山都市計画特別用途地区の決定」原案について

▽縦覧期間

8月30日（水）までの開庁日（土・日曜日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

▽公表場所

役場1階 情報公開コーナー
・基山町ホームページ

※提出・問合せ先

定住促進課 都市計画係

☎ 92-7920

☎ 92-0741

✉ teiju-4@town.kiyama.lg.jp

マイナンバー制度による情報連携の試行運用が開始されました

マイナンバー制度による情報連携の試行運用が、7月18日から開始され、秋頃からは本格運用の開始を予定しています。

対象となるのは、社会保障・税・災害対策の3分野にわたり、児童手当や各種福祉サービス等の事務手続きです。

試行運用期間中（7月18日から3か月程度）は、従来どおりの書類の提出とマイナンバーカード又はマイナンバー通知カードの提示をお願いします。

マイナンバー制度の対象となる事務手続きにおいて、これまで提出する必要があった書類（住民票の写し、課税証明書等）が省略できるようになります。各種申請を行う際の必要書類については、担当課までお問い合わせください。

※情報連携とは、マイナンバー法に基づき、これまで市民の

皆様が行政の各種事務手続きで提出する必要があった書類を省略することができるよう専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で情報のやり取りをすることが可能です。

※問合せ先
総務企画課
広報・情報管理係
☎ 92-2188

※問合せ先
総務企画課
☎ 92-2188

※問合せ先
総務企画課
☎ 92-2188

第1回基山町まち・ひと・しごと創生推進会議を開催します

少子化と人口減少を克服し、将来にわたり活力ある地域を維持していくための「基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の効果検証にかかると

「基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の修正について

8月24日（木）午前10時から

▽日時

▽場所

役場4階 大会議室

▽会議内容

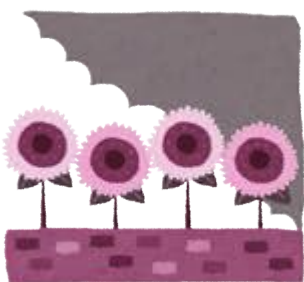
「基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の効果検証について

「基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の修正について

※会議は原則公開します。傍聴を希望される方は、当日会場にお越しください。

※問合せ先

総務企画課 総合計画推進係
☎ 92-2188



基山町障害福祉計画・障害児福祉計画策定に向けた町民ワークショップを開催します

町では、平成26年度末に策定した「基山町障害福祉計画」を見直し、平成30年度から3か年の「基山町障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定します。この計画は、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

皆様からの意見をいただくため、町民ワークショップを開催

町では、平成26年度末に策定した「基山町障害福祉計画」を見直し、平成30年度から3か年の「基山町障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定します。この計画は、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

皆様からの意見をいただくため、町民ワークショップを開催

町では、平成26年度末に策定した「基山町障害福祉計画」を見直し、平成30年度から3か年の「基山町障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定します。この計画は、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

皆様からの意見をいただくため、町民ワークショップを開催

シニア向けアイパッド講座を開催します

タブレット（アイパッド）の購入を検討しているが、使い方やセキュリティに不安を感じている方を対象に、実際にアイパッドを使って、活用方法や楽しみ方を講演スタイルで説明します。

▽日時 8月29日（火）

①午前10時～12時

②午後1時30分～3時30分

※どちらの内容も内容は同じです。

▽場所 基山町民会館 視聴覚室

▽定員 30名

※当日満席になり次第受付終了

▽参加費 無料

▽主催 タブレット同好会

▽協力 アイパッド倶楽部
アイパッドオーケストラ
佐賀県情報課

※問合せ先 タブレット同好会 樋口

☎090-2653-5615

介護予防サポーター養成講座（第2期）受講生募集！ 一緒に楽しみながら介護予防サポーターをしてみませんか

介護予防サポーターは、町内で行われている介護予防活動を支援するボランティア活動を行っています。簡単にできる体操やレクリエーション、健康づくりに役立つ知識等を学び、介護予防サポーターとして元気に活動してみませんか？

▽日時 9月8日・15日・22日・29日、10月6日・13日・20日・27日（いずれも金曜日、全8回）

午後1時30分～4時

▽場所 基山町福祉交流館

▽受講料 無料

▽講座内容

・講義（介護予防とは、ロコモティブシンドローム、認知症予防、口腔ケア、食生活等）

・介護予防のための運動実技（いきいき百歳体操等）

▽申込み・問合せ先 健康福祉課 高齢福祉係

☎92-7964

▽申込み締切 9月1日（金）

※この講座は健康ポイントの対象です。

▽支給対象者

平成28年度分の住民税が課税

※対象と思われる方には、5月

健康福祉課 社会福祉係

☎92-7964



△サポーターさんの活動風景（10区公民館）

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請はお済みですか

町では、11月14日（火）まで臨時福祉給付金（経済対策分）の申請を受け付けています。給付の対象となる方で、まだ申請がお済みでない方は、申請をお願いします。

町では、11月14日（火）まで臨時福祉給付金（経済対策分）の申請を受け付けています。給付の対象となる方で、まだ申請がお済みでない方は、申請をお願いします。

町では、11月14日（火）まで臨時福祉給付金（経済対策分）の申請を受け付けています。給付の対象となる方で、まだ申請がお済みでない方は、申請をお願いします。

町では、11月14日（火）まで臨時福祉給付金（経済対策分）の申請を受け付けています。給付の対象となる方で、まだ申請がお済みでない方は、申請をお願いします。

町では、11月14日（火）まで臨時福祉給付金（経済対策分）の申請を受け付けています。給付の対象となる方で、まだ申請がお済みでない方は、申請をお願いします。

町では、11月14日（火）まで臨時福祉給付金（経済対策分）の申請を受け付けています。給付の対象となる方で、まだ申請がお済みでない方は、申請をお願いします。

町では、11月14日（火）まで臨時福祉給付金（経済対策分）の申請を受け付けています。給付の対象となる方で、まだ申請がお済みでない方は、申請をお願いします。

町では、11月14日（火）まで臨時福祉給付金（経済対策分）の申請を受け付けています。給付の対象となる方で、まだ申請がお済みでない方は、申請をお願いします。

町では、11月14日（火）まで臨時福祉給付金（経済対策分）の申請を受け付けています。給付の対象となる方で、まだ申請がお済みでない方は、申請をお願いします。